

していとくていそうだんしえん およ していしょうがいじそうだんしえん  
「指定特定相談支援」 及び 「指定障害児相談支援」

じゅうようじこうせつめいしょ  
重要事項説明書

ほんじゅうようじこうせつめいしょ とうじぎょうしょ りようけいやく ていけつ きぼう かた たい  
本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対  
して、しゃかいふくしほうだい じょう もと とうじぎょうしょ がいよう ていきょう ない  
社会福祉法第76条に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの内  
容、けいやくじょう ちゅうい せつめい  
約、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

※ほんじぎょうしょ りようしゃ たい しょうがいしゃそごうしえんほう もと していとくていそ  
本事業所では、利用者に対して障害者総合支援法に基づく指定特定相  
だんしえんおよ していしょうがいじそうだんしえん ていきょう とう りよう  
談支援及び指定障害児相談支援を提供します。当サービスの利用は、  
げんそく けいかくそうだんしえん しきゅうけつてい う かた たいしょう  
原則として計画相談支援の支給決定を受けた方が対象となります。

設置者名：社会福祉法人四国中央市社会福祉協議会

事業所名：四国中央市社会福祉協議会

(障がい者相談支援センター)

令和3年(2021年)4月

1. 事業者

名称	社会福祉法人四国中央市社会福祉協議会
所在地	愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6番55号
電話番号	0896-28-6127
代表者氏名	会長 高橋 厚徳
設立年月日	平成16年4月1日

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定特定相談支援及び指定 障害児相談支援事業 平成24年4月1日 四国中央市指定 指定特定相談支援 第3831300037号 指定障害児相談支援 第3871300061号
事業の目的	利用者がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活または、社会生活を営むことができるよう、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者または障害児の保護者の選択に基づき、適切な障がい児福祉サービス等が、多様な事業者から総合的かつ効率的な提供されるよう配慮して支援することを目的とする。
事業所の名称	四国中央市社会福祉協議会（障がい者相談支援センター）
事業所の所在地	愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6番55号
電話番号	0896-28-6135
管理者氏名	高橋 惇
事業所の運営方針	利用者及び障がい児の保護者の意思及び人格を尊重し、利用者等の立場に立った適切な相談支援の提供を行う。
開設年月	平成24年4月1日
事業者が行っている他の業務	■指定一般相談支援事業 平成25年4月1日 四国中央市指定第3831300037号

3. 事業実施地域

四国中央市内
--------

#### 4. 営業時間

営業日	月曜日から金曜日（ただし、祝日を除く）
受付時間	月曜日から金曜日（午前8時30分～午後5時15分）
サービス提供時間	月曜日から金曜日（午前8時30分～午後5時15分）

※ 緊急時については、上記時間外についても対応可能とする。

#### 5. 職員体制

＜主な職員配置状況＞ ※職員配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	常勤換算	職務内容
管理者	1名（兼務）			事業全体の管理
相談支援専門員	2名（兼務）		1.37名	指定特定相談支援事業・指定障害児相談支援の提供
事務職員		1名（専従）	0.7名	運営上の事務業務

#### 6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

##### (1) サービス内容（契約書第3条～第6条参照）

##### ① サービス利用計画の作成

利用者の居宅等を訪問し、利用者の心身の状況や置かれている環境等を把握した上で適切な保健・医療・福祉・就労支援・教育等のサービス（以下、「福祉サービス等」という。）が総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して、サービス利用計画を作成いたします。

##### ＜サービス利用計画作成の流れ＞

① 相談支援専門員は、利用者の居宅等を訪問し、利用者及び家族等に面接し利用者及び家族の置かれている状況や利用者の希望する生活、解決すべき課題等を把握します。

② 利用者及びその家族の置かれた状況等を考慮して、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等を提供する上での留意事項等を記載したサービス利用計画の原案を作成します。

③相談支援専門員は、作成したサービス利用計画の原案に盛り込んだ福祉サービス等について、介護給付費等の対象となるか否かを区分した上で、当該サービス利用計画書の原案の内容について、利用者及びその家族に対して説明し、利用者などの同意を得た上で決定するものとします。

## ②サービス利用計画作成後の便宜の供与

- ・利用者及びその家族等を毎月1回以上の面接をし、経過を把握します。
- ・サービス利用計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、福祉サービス等の事業者等との連絡調整を行います。
- ・指定障害福祉サービス等の利用者負担額合計額を毎月算定し、利用者等及び、当該障害福祉サービス等を提供した事業者等に通知します。
- ・福祉サービス等の実施状況や利用者の状況について定期的に再評価を行い、サービス利用計画の変更、支給決定の更新申請等に必要な援助を行います。

## ③サービス利用計画の変更

利用者がサービス利用計画の変更を希望した場合、または事業者がサービス利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、サービス利用計画を変更します。

## ④障害者支援施設等への紹介

利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合、又は利用者が障害者支援施設等への入院または入所を希望する場合には、障害者支援施設等への紹介その他便宜の提供を行います。

## (2) 利用料金（契約書第7条参照）

### ①サービス利用料金

- ・指定特定相談支援及び指定障害児相談支援サービスに関する利用料金について、事業者が法律に規定に基づいて、市町村から介護給付費額を受領する場合（法定代理受領）は、利用者からの自己負担はありません。
- ・事業者が介護給付費額の代理受領を行わない場合は、下記の金額をいったんお支払いいただきます。この場合、利用者に「サービス提供証明書」を交付します。（「サービス提供証明書」と「領収書」を添えて、お住いの市町村に申請すると介護給付費が支給されます。）

## ②交通費

事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

## ③利用料金のお支払い方法

前記②の料金・費用は、1カ月ごとに計算し、ご請求いたしますので翌月末日までに以下の方法でお支払いください。（1カ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用状況に基づいて計算した金額とします。）

- ア. 窓口での現金支払い
- イ. 下記指定口座への振り込み  
伊予銀行 三島支店 普通預金1785851  
口座名義 社会福祉法人四国中央市社会福祉協議会 会長 高橋 厚徳
- ウ. 金融機関口座からの自動引き落とし

## 7. サービスの利用に関する留意事項

### (1) サービス提供を行う相談支援専門員

- サービス提供時に、担当の相談支援専門員を決定します。担当の相談支援専門員が交代する場合は、あらかじめ利用者に対して説明するとともに、利用者及びその家族等に対して、サービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮します。
- 利用者から特定の相談支援専門員を指名することはできませんが、相談支援専門員についてお気づきの点やご要望がありましたら、お客様相談窓口にご遠慮なくご相談ください。

## 8. 利用者の記録や情報の管理、開示について（契約書第9条4項参照）

- 本事業所では、関係法令（及び四国中央市社会福祉協議会個人情報保護規定）に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料等の諸費用は、利用者負担となります。）
- 保存期間は、指定相談支援サービスを提供した日から5年間です。

※本事業所における記録項目は次のとおりです。

- サービス利用計画
- アセスメントの記録
- サービス担当者会議等の記録
- モニタリング結果の記録

- (5) 利用者の障がいの状態ならびに給付等の受給状況について、厚生労働省令  
 で義務付けられた市町村への通知事項
- (6) 利用者からの苦情内容等の記録
- (7) 事故の状況及び事故に際しての対応の記録

閲覧・複写の受付時間 午前8時30分から午後5時15分

9. 苦情等の受付について（契約書第15条参照）

- (1) 当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談（お客様相談係）  
 サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続き等のサービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は以下の専用窓口で受け付けます。

- お客様相談係〈苦情受付窓口〉（担当者） 井上 彰  
 ○受付時間 月曜日から金曜日 午前8時30分～午後5時  
 〈苦情解決責任者 井上 彰〉

(2) 行政機関その他苦情受付期間

<p>四国中央市役所生活福祉課        （障がい福祉係）</p>	<p>所在地：四国中央市三島宮川4丁目6番55号        電話番号：0896-28-6023        受付時間：月曜日から金曜日        午前8時30分～午後5時</p>
<p>愛媛県社会福祉協議会        （愛媛県運営適正委員会苦情解決部会）</p>	<p>所在地：松山市持田町3丁目8-15        電話番号：089-998-3477        受付時間：月曜日から金曜日        午前8時30分～午後5時</p>

10. 虐待防止のための措置について

障害者等の人権の擁護、虐待防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じます。

〈虐待防止責任者 星川 隆志〉



していとくていそうだんしえん およ していしょうがいじそうだんしえん  
「指定特定相談支援」及び「指定障害児相談支援」  
じゅうようじこうせつめいしよないようかくにんしよめい  
重要事項説明書内容確認署名

\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

していとくていそうだんしえん およ していしょうがいじそうだんしえん ていきょうかいし さい  
「指定特定相談支援」及び「指定障害児相談支援」サービスの提供開始に際し、  
ほんしよめん もと じゅうようじこう せつめい おこな  
本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

じぎょうしゃ じよざいち えひめけんしこくちゅうおうしみしまみやわ ちょうめ ほん ごう  
事業者 所在地 愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6番55号  
じぎょうしゃめい しこくちゅうおうししゃかいふくしきょうぎかい しょう しゃそうだんしえん  
事業者名 四国中央市社会福祉協議会（障がい者相談支援センター）

せつめいしゃ  
説明者

\_\_\_\_\_

わたし ほんしよめん もと じぎょうしゃ じゅうようじこう せつめい う していとくていそうだんしえんおよ  
私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定特定相談支援及び  
していしょうがいじそうだんしえん ていきょうかいし どうい  
指定障害児相談支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

保護者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

代理人 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

※この重要事項説明書は、厚生労働省令第28号（平成24年3月13日）第5条に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。